別表六の二(十六)付表一の記載要領第五号中「第68条の15の２第５項第12号」を「第68条の15の２第４項第14号」に改め、「計算した数を」の次に「記載し、当該各欄の内書には、その数のうち同条第２項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第４項第２号に規定する特定業務施設に係る数をそれぞれ」を加え、同号ホ中「「当該連結親法人事業年度開始の日から認定日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数　(33)」」を「「当該連結親法人事業年度開始の日から認定日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数　(39)」」に、「「最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数　(32)×$\frac{(33)}{\text{最終適用年度に係る連結親法人事業年度の月数}}$　(34)　を」」を「「最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数　(38)×$\frac{(39)}{\text{最終適用年度に係る連結親法人事業年度の月数}}$　(40)　に改め、「租税特別措置法施行令」の次に「第39条の45の２第21項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号において「平成30年旧措置法施行令」という。）」を加え、「同項各号」を「租税特別措置法施行令第39条の45の２第21項各号又は平成30年旧措置法施行令第39条の45の２第19項各号」に改め、同号ヘ中「「基準年度　(35)」」を「「基準年度　(41)」」に改め、「租税特別措置法」の次に「第68条の15の２第１項の規定の適用を受ける若しくは受けた連結事業年度（同条第２項に規定する要件適格連結法人及び同項各号に掲げる連結法人の次に掲げる規定の適用を受ける又は受けた事業年度又は連結事業年度を含む。）又は平成30年旧措置法」を加え、「又は」を「若しくは」に、「同法」を「平成30年旧措置法」に改め、同号に次のように加える。

(1)　租税特別措置法第68条の15第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

(2)　(1)に掲げる規定に係る租税特別措置法第68条の40第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

(3)　(1)に掲げる規定に係る租税特別措置法第68条の41第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

(4)　租税特別措置法第68条の15第２項の規定

(5)　租税特別措置法第68条の15の２第１項の規定

(6)　租税特別措置法第42条の11の３第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

(7)　(6)に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の２第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

(8)　(6)に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の３第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

(9)　租税特別措置法第42条の11の３第２項の規定

(10)　租税特別措置法第42条の12第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六の二(十六)付表一の記載要領第八号を次のように改める。

8　「比　較　給　与　等　支　給　額　(52)＋((52)×(別表六の二(十六)「３」)×$\frac{\text{30又は20}}{100}$)　(53)　」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「差　引　(2)－(3)　(4)」の欄が０である場合には、「(52)＋((52)×(別表六の二(十六)「３」))」とあるのは、「(52)＋(52)」とすること。

(2)　連結親法人事業年度が平成30年４月１日以後に開始する連結事業年度（平成30年改正法附則第107条第２項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける連結事業年度を除く。）である場合には「30又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

別表六の二(十六)付表二の表を次のように改める。